

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年11月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000321 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100065 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 51 年 8 月 5 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額を 9 万 8,000 円、同年 6 月及び同年 7 月の標準報酬月額を 10 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 51 年 4 月から同年 7 月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 51 年 4 月から同年 7 月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者の A 社における昭和 51 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額を 9 万 8,000 円から 10 万 4,000 円に訂正することが必要である。同年 4 月及び同年 5 月の訂正後の標準報酬月額 (訂正前の標準報酬月額 9 万 8,000 円を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 8 月 5 日まで

年金記録では、A 社に係る厚生年金保険の加入が昭和 51 年 8 月 5 日からとされているが、昭和 50 年の年末頃から勤務しており、給料支払明細書では、昭和 51 年 4 月分から厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求者から提出された昭和 51 年 4 月分から同年 7 月分までの給料支払明細書及び当該明細書が入っていたとする封筒から判断すると、請求者は請求期間に A 社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、昭和 51 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から 9 万 8,000 円、同年 6 月及び同年 7 月の標準報酬月額については、10 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

A社は平成 16 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、解散当時に代表取締役であった者は、昭和 51 年 4 月 1 日から同年 8 月 5 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては資料がないため不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間のうち、昭和 51 年 4 月及び同年 5 月の期間については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が、厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、9 万 8,000 円から 10 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、前述の給料支払明細書によると、請求者は、訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額 9 万 8,000 円を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額 9 万 8,000 円を除く。）として記録することが必要である。